

2021年5月21日

各位

未利用口座を対象とした「未利用口座手数料」および「自動解約」の導入について

株式会社長野銀行(頭取 西澤 仁志)は、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年6月1日(火)以降に開設される普通預金口座(総合口座を含む)、決済用預金口座および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座手数料」を下記のとおり導入いたします。また、対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合、自動解約となる取扱いを開始いたします。なお、2021年5月31日(月)までに開設された普通預金口座(総合口座含む)、決済用預金口座および貯蓄預金口座につきましては、未利用口座手数料のご負担はありません。

あわせて、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑の不要化」を実施いたします。

記

1 未利用口座手数料について

対象口座	2021年6月1日以降に開設いただく普通預金口座(総合口座含む)、決済用預金口座および貯蓄預金口座
対象条件	最後のお預け入れまたは払い戻し(当該口座のお利息入金および本手数料の引落しを除きます)から2年以上、お預け入れまたは払い戻しが無い口座 ただし、次の場合は対象となりません。 ・当該口座の残高10,000円以上のお客さま ・預かり資産(定期預金、投資信託等)のあるお客さま ・お借入れの取引のあるお客さま
手数料金額	年間1,320円(税込み)
未利用口座に対する取扱い	(1)対象口座のお客さまには、お届けのご住所宛に事前に文書にてお知らせをいたします。 (2)お知らせ後、一定期間(約3か月)経過しても、ご利用またはご解約がない場合には、当該口座より本手数料を引落しいたします。 (3)残高不足により本手数料の引落しができない場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。

2 残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑の不要化」について

2021年6月1日(火)から個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座、決済用預金口座、貯蓄預金口座および納税準備預金口座の解約手続きにおいては、運転免許証等の顔写真付本人確認書類を提示いただくことで解約できることとし、手続きを簡素化いたします。

必要とされ選ばれる銀行
～長野県のマザーバンク～

金融サービス業を通じ、お客さま、株主、従業員、地域から必要とされ選ばれる銀行、長野県のマザーバンクをめざします。

【お問い合わせ先】

総合企画部 広報担当 TEL:0263-27-3312 (田原)

営業統括部 TEL:0263-27-3855 (丸山)



長野銀行

〒390-8708 松本市渚2丁目9番38号

URL <https://www.naganobank.co.jp/>

3 預金規定の改定について

未利用口座を対象とした「未利用口座手数料」および「自動解約」の導入および残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑の不要化」に伴い、預金規定を改定いたします。

(1) 改定する預金規定

普通預金規定、普通預金規定(リーフ口)、決済用預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、納税準備預金規定

(2) 改定内容(例: 普通預金規定)

以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

○「未利用口座手数料」条項の新設(納税準備預金規定を除く)

12(未利用口座手数料)

(1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、当行所定の未利用口座手数料をいただきます。

- ① 利息決算以外の預け入れまたは未利用口座手数料以外の払戻し等、2年以上、所定のご利用がないこと
- ② この預金の残高が1万円未満であること

(2) 未利用口座手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。

(3) この預金の残高が未利用口座手数料に満たない場合、当行は残高全額を未利用口座手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。

(4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。

(5) 前四項は2021年6月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

○「残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑の不要化」条項の一部追加(下線部が追加箇所)

5(預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。

(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

(3) 前二項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

必要とされ選ばれる銀行
～長野県のマザーバンク～

金融サービス業を通じ、お客さま、株主、従業員、地域から必要とされ選ばれる銀行、長野県のマザーバンクをめざします。

【お問い合わせ先】

総合企画部 広報担当 TEL:0263-27-3312 (田原)

営業統括部 TEL:0263-27-3855 (丸山)



長野銀行

〒390-8708 松本市渚2丁目9番38号

URL <https://www.naganobank.co.jp/>